

第7節の2 児童福祉施設等

（出入口等）

第40条の2 児童福祉施設等（身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者（以下この条において「避難困難者」という。）が入所する施設で規則で定めるものに限る。）の出入口、非常口、廊下その他避難の用に供する部分（階段を除く。）で、避難困難者が使用することとされているものには、床面に段を設けてはならない。ただし、避難上有効な傾斜路その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

〔解説〕

本条は、児童福祉施設等においては、災害時に避難困難者が避難する際、介護者を必要とするか、又はストレッチャー、移動式ベット及び車椅子等を使用することが多いことから、避難経路である出入口、非常口、廊下等に段差があると避難に支障をきたすため、原則それらの部分には段を設けてはならないこととしたものである。段とは、床面において概ね2センチメートルを超える段差のある部分をいう。

ただし避難上有効な傾斜路その他の設備（機械的に段差を解消する避難上有効な設備等）を段に併設する場合はこの限りでないとしている。

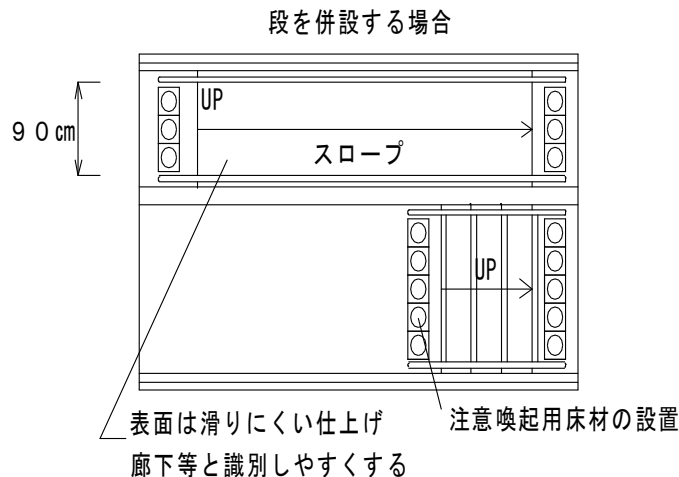
また、スロープを設ける場合についても、条例の趣旨に沿ってその勾配はできるだけ緩やかなもの（概ね12分の1以下）とし、有効幅員は90センチメートル以上、手すりや注意喚起床材等の設置をすることが望ましい。

なお、本条が適用される建築物は、児童福祉施設等のうち千葉県建築基準法施行細則（以下「規則」という。）第13条の4で定めるものであるが、既存部分については、条例第51条第3項により適用しないこととしている。

（千葉県建築基準法施行細則第13条の4「児童福祉施設等の指定」）

規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。）
- (2) 保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）
- (3) 老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）
- (4) 有料老人ホーム
- (5) 障害者支援施設
- (6) 福祉ホーム
- (7) 障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設



(内装)

第41条 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合するものを除く。）は、その居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。

[解説]

本条は、児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）について、内装の不燃化を促進し、人命の安全を図ろうとする規定である。

ここでいう児童福祉施設等とは、政令第19条第1項に規定されている児童福祉施設等をいい、前条の児童福祉施設等とは対象が異なるので注意が必要である。また、平成26年12月24日に公布された「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第412号）」による建築基準法施行令改正に伴い、この条例にも幼保連携型認定こども園について、児童福祉施設等と同様に内装の制限が適用される。